

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

◇告示 土地改良区の設立認可に係る縦覧等について

土地改良区の定款変更の認可

土地改良区の役員就任等の届出

土地の公用廃止

健康保険法等による報酬等の全部又は一部が
金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の
標準価格

鳥取県歯科医師国民健康保険組合の規約変更
の認可

基準看護等の変更承認

療養取扱機関の開設者からの届出

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則による指定医療機関から
の廃止の届出

◇教委告示、臨時教育委員会の招集

ひな白痢検査及びふそ病検査の実施
ふそ病検査の実施
豚の流行性脳炎及び豚丹毒の予防注射の実施
字の名称変更の届出
米飯提供業者の登録

告示

鳥取県告示第二百六十四号

昭和三十八年三月七日付けで鳥取市中砂見 新竹勝栄
ほか十四人の者から申請のあつた大湯柵土地改良区の設
立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審
査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭
和三十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定によ
り、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年五月二十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十五号

昭和三十七年十二月二十五日付けで気高郡気高町大字重高 村上芳雄ほか十四人の者から申請のあつた重高土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年五月二十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、蚊屋井手土地改良区の定款変更を昭和三十八年五月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年五月二十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、豊田井手土地改良区の定款変更を昭和三十八年五月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、及び住所変更した旨の届出があつたので同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、及び住所変更した旨の届出があつたので同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新開土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 石川 秀臣 東伯郡北条町大字江北

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年五月二十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、蚊屋井手土地改良区の定款変更を昭和三十八年五月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

綾女 実雄

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 谷本 良藏 東伯郡北条町大字江北

磯江 義正

昭和三十八年三月二十三日通常総会において選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

栄第一土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 村岡 信幸 東伯郡大栄町東高尾

村岡 操

池本 良信

村岡 清

村岡 清見

村岡 一雄

監事 村岡 稔

徳岡 貞雄

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 村岡 信幸 東伯郡大栄町東高尾四五一番地
 " 村岡 操 " 五二六番地
 " 池本 良信 " 五〇八番地
 " 村岡 清 " 四三九番地
 " 村岡 清見 " 四四七番地
 " 村岡 一雄 " 四四三番地
 監事 村岡 稔 " 四四八番地
 " 徳岡 貞雄 " 四七四番地
 昭和三十八年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月七日就任 任期二年

赤松土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 地頭 岩吉 西伯郡大山町赤松
 " 伊沢 百伸 " "
 " 伊沢 数市 " "
 " 安達 衛 " "
 " 伊沢 元蔵 " "

" 足羽 茂 "
 " 持田 唯雄 "
 監事 本伊 清 "
 " 青田 弘 "
 任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 地頭 岩吉 西伯郡大山町赤松
 " 伊沢 百伸 " "
 " 伊沢 数市 " "
 " 安達 衛 " "
 " 伊沢 元蔵 " "
 " 足羽 茂 " "
 " 持田 唯雄 " "
 監事 本伊 清 " "
 " 青田 弘 " "
 昭和三十七年一月十日臨時総会において総選挙の結果当選し二月六日就任 任期二年

大口堰土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 間屋口市雄 鳥取市国安五〇二
 監事 谷沢利喜造 " 中大路七三
 昭和三十八年三月三十一日通常総会において補欠選挙の結果当選し四月八日就任 任期は昭和四十年四月七日まで

湯山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根 幹雄 岩美郡福部村大字湯山
 " 山本 寿三 " "
 " 湯部 健三 " "
 " 山本 吉造 " "
 " 山本 光夫 " "
 監事 水野 信男 " "
 " 中山 敏男 " "
 任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六番地

" 山根 幹雄 " 湯山七四二番地
 " 水野 忠治 " 六八六番地
 " 中山 敏男 " 七一四番地
 " 小谷 甚吉 " 一〇四番地
 " 錦小路光雄 " 八一一番地
 " 浜岡 義美 " 九九番地
 監事 湯部 健三 " 八一三番地
 " 竹内 熊雄 " 三〇番地
 昭和三十七年十二月七日臨時総会において総選挙の結果当選し昭和三十八年一月二日就任 任期二年

勝谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木
 " 高田 善蔵 " "
 " 高田 安丈 " "
 " 石田 音松 " 大字乙亥正
 " 佐々木清一 " "

徳岡 嘉一 大字岡木
 谷口 武夫 〃
 木下 秀男 〃
 清水 万吉 〃
 清水俊太郎 〃
 谷口 勝次 〃
 山下 竜治 〃
 井上 泰 〃
 飯田 長三 〃
 飯田 米治 〃
 高木菊太郎 〃
 飯田 茂 〃
 任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一
 清水俊太郎 〃
 高田 安文 〃
 徳岡 嘉一 〃
 八〇
 五六

谷口 武夫 五三
 谷口 勝次 四三二ノ二
 山下 竜治 五七〇ノ二
 石井 重雄 一〇一
 谷川 文治 六三
 山下 五雄 九六
 石田 音松 大字乙亥正二五一
 佐々木清一 〃 二五〇
 井上 泰 〃 大字中園三三
 飯田 長三 〃 一八四
 飯田 米治 〃 大字岡木八三
 高木菊太郎 〃 五四六
 飯田 茂 〃 大字中園一八三
 昭和三十八年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月八日就任 任期二年
 東土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 松田 正秋 八頭郡八東町大字東一一八

西田 孫次 三一七
 北本信太郎 一二三
 小畑 米蔵 一二四
 小畑 義勇 二四八
 北本 孝市 二五二
 北本 元治 二六一
 守部伊佐雄 一二七
 昭和三十八年三月二十五日第一回設立総会において総選挙の結果当選し同日就任 任期四年
 大鴨土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 桑本 米蔵 倉吉市生田
 昭和三十八年三月十日病気のため辞任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 安井 一郎 倉吉市上古川六五
 水谷 好雄 〃 生田四〇六
 昭和三十八年三月三十一日総代会において補欠選挙の結果当選し四月一日就任 任期は昭和三十九年八月八日

玉鉾土地改良区
 変更した役員の氏名及び住所
 変更前 理事 山本 貞雄 岩美郡国府町大字玉鉾四七番地
 変更後 理事 山本 貞雄 岩美郡国府町大字玉鉾五二番地
 湖東大浜土地改良区
 変更した役員の氏名及び住所
 変更前 理事 田中 峰雄 鳥取市三津二四三番地
 杉田 光好 〃 湖山町一、二四二番地ノ一
 変更後 理事 田中 峰雄 鳥取市三津二三五番地
 杉田 光好 〃 湖山町二、四三八番地
 佐野川土地改良区
 変更した役員の氏名及び住所
 変更前

理事 西村 英寿 西伯郡岸本町坂長八七三
 " 堀尾 武治 " 八八四
 " 美甘 克己 " 岩屋谷一九九
 " 岩田 経徳 " 会見町諸木二五八

変更後
 理事 西村 英寿 西伯郡岸本町坂長八〇七番地一
 " 堀尾 武治 " 七二六番地
 " 美甘 克己 " 岩屋谷四四五番地
 " 岩田 経徳 " 会見町諸木六三番地
 尚徳村三ヶ堰土地改良区
 就任した役員の名及び住所

監事 小原 俊夫 米子市青木谷
 " 谷本 武雄 " 青木

昭和三十八年四月九日通常総会において選挙の結果当選し同日就任 任期二年
 網屋土地改良区

就任した役員の名及び住所
 理事 影井 信夫 西伯郡西伯町大字絹屋一、一五七

" 幡田 民雄 " 二〇八
 " 持田 貫之 " 二三四
 " 吉森 幸正 " 西四〇八
 " 影山寛次郎 " 絹屋一、〇三七
 " 蔵田 金治 " 一、一〇二
 " 大前 勉 " 二二二
 " 持永 真晴 " 四九七
 監事 山岡 義久 " 一、三〇〇
 " 深吉 範治 " 二一六

昭和三十八年四月八日設立総会において総選挙の結果当選し四月九日就任 任期一年

鳥取県告示第二百六十九号

次の土地は、昭和三十八年五月二十三日から公用を廃止した。
 昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積
 東伯郡大栄町大字西園字西屋敷 道路敷 一六坪六合四勺
 一、〇三四番地先

鳥取県告示第二百七十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年五月二十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名	米子市西三柳三、四五一	矢谷 薫 義
道路の位置の指定場所	米子市旗ヶ崎字奥服屋開一	〇〇〇〇九 九九三番 九三番の 番ののの 九一〇五 のののの 部部部部
道路の幅員及び延長	幅員 四メートル 延長 一六〇メートル	

鳥取県告示第二百七十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年五月二十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市立川町五丁目一〇 〇ノ二〇 松田 秀寛	鳥取市卯垣一四一番の七の一部	幅員 四メートル 延長 五六、一メートル
鳥取市行徳二二八 吉田 信治	鳥取市行徳字茶屋通り南側東一七八番一 長国田七七一番六の二部 鳥羽屋田西七二番六の二部 五〇〇番二の二部 五〇〇番一の二部 五六番二の二部	幅員 四メートル 延長 一九八、七メートル
鳥取市大杉一九五 山田 竹雄	鳥取市立川町五丁目二二五番三 三三三番九 三三三番九 三三三番九 右指定部分に含まれる農道及び水路の一部	幅員 四メートル 延長 一二九、三メートル

鳥取県告示第二百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十五条及び日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を次のとおり定め、昭和三十八年五月一日

から適用し、昭和三十四年四月鳥取県告示第百七十二号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について)は、廃止する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 食事の給与 一人一月につき 二千四百円
一人一日につき 八十円

一 朝食一食につき 二十円
昼食 " 三十円
夕食 " 三十円

一 住宅の提供 一 一室一人一日につき 百円
被服の給与 一人一月につき 二百五十円

鳥取県告示第二百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、鳥取県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第百六十二号)第七條第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 認可事項

事務所の所在地の変更

旧 鳥取市寺町百二番地
新 鳥取市寺町百九番地

鳥取県告示第二百七十四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、昭和三十三年十月二十日承認した基準看護、昭和三十三年十二月二日承認した基準給食及び昭和三十六年十一月八日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00832

施設	名称	所在地	承認番号	基準看護	基準給食	基準寝具	採用点数表	
医療法人 厚生会 森脇病院	米子市加茂 町一ノ一六	(看)	五	一般二病棟 二二床 結核一病棟 四八床	(食)	七	一般二病棟 二二床 結核一病棟 四八床	乙表

鳥取県告示第二百七十五号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令第五条第一項の規定に基づき届出が療養取扱機関の開設者からあつたので、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称及び所在地

名称及び所在地	変更	新	旧	新	旧	変更年月日
耳鼻咽喉科小児科 小田医院	鳥取市西町三丁目一〇五	鳥取市西町九〇の一	昭三七、一二、一			
耳鼻咽喉科小児科 小田医院	鳥取市立川町二丁目二三三	鳥取市立川町二丁目七	昭三八、三、四			
耳鼻咽喉科小児科 小田医院	同上	鳥取市立川町二丁目二三三	九一			

00833

鳥取県告示第二百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十八年三月八日	野島 病院	倉吉市瀬崎町二、七 一四ノ一	眼科、外科、整形外科、内科、 皮膚泌尿器科	野島鉄之助
〃	四月一日 鳥取県立厚生病院	〃 越殿町一、四 〇八番地	内科、小児科、外科、耳鼻咽喉科、 産婦人科、眼科、理学診療科	石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十二号)第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
野島療院	倉吉市瀬崎町二、七一四ノ一	眼科、外科、小児科、放射 線科、耳鼻咽喉科	病院開設のため	昭和三十八年三月八日

鳥取県告示第二百七十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏及びみつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢及びふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏
みつばち
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢……ひな白痢急速診断法
ふそ病……肉眼的検査及び細菌学的検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十四日	鳥取市向国安	林 養蜂場
"	" 上味野	有田"
"	" 野寺	土師"
"	" 源太	田中"
"	" 浜坂	波当"
"	" 覚寺	宮脇"
"	岩美郡国府町谷	河上"
"	鳥取市広岡	福田"
"	" 弥宜谷	池原"
"	" 安長	西垣"
"	" 上原	中村"
"	" 湖山	木下"
"	" 松原	福田"
"	" 南隈	上村"
二十六日	岩美郡岩美町荒井	渡辺"

鳥取県告示第二百七十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、みつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みつばち
- 四 実施期日 別表のとおり

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十七日	岩美郡国府町岡益、 国分寺	林田、横川養鶏場
"	" 二十八日 岩美町新井	榎本"
"	" 二十九日 鳥取市宮長	森本"
"	" 下味野	中川"
"	" 湖山町堀越	宮本"
五月二十三日	三朝町片柴	野見養蜂場
"	" 今泉	山田"
"	東伯町榎下	谷岡"
"	赤碓町竹内	牧野"
"	" 坂上	中島"
"	倉吉市田内	隅"
"	" 国分寺	田中"
"	" 生竹	衣笠"
"	" 尾田	谷口"
"	" 上古川	海地"
"	" 谷	宮本"
"	" 大河内	高原"
"	" 福富	石井"
"	三朝町坂本	岩本"

片柴	伊東
吉原	谷川
関金町明高	西本
小泉	小椋
清水	山下
三朝町山田	松原
関金町大鳥居	藤井
泰久寺	小椋
郡家	山根
三朝町中津	米原
神倉	小林
東伯町上法万	横山
杉地	杉山
倉吉市別所	松井
三十一日	西東
大栄町瀬戸	

て豚の流行性脳炎及び丹毒の予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎及び豚丹毒予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚の流行性脳炎 繁殖用牡豚 豚丹毒 豚。ただし、生後五十日以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 豚の流行性脳炎……流行性脳炎予防液皮下注射 豚丹毒……豚丹毒予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十八日	米子市崎津、尚徳、五千石、春日、伯仙町、大高、県	同上 第一回
三十日	夜見、富益、和田、大篠津、成美	
三十一日	会見町賀野、西伯町天津	
	米子市巖、日吉津村、米子旧市内	
	境港市中浜、渡、上道、余子	
六月 一日	米子市崎津、尚徳、五千石、春日、伯仙町、大高、県	第二回
三日	夜見、富益、和田、大篠津、成美	
	会見町賀野、西伯町天津	
四日	米子市巖、日吉津村、米子旧市内	
	崎津、尚徳、五千石、春日、伯仙町、大高、県	第二回
七日	夜見、富益、和田、大篠津、成美	
	会見町賀野、西伯町天津	
八日	米子市巖、日吉津村、米子旧市内	

豚丹毒予防注射

実施期日 五月 三十日
実施区域 気高郡気高町(旧宝本地区)
実施場所 各隊舎巡回

" 三十一日 " " " (酒ノ津地区)
 六月 一日 " " " (浜村地区)
 " 三日 " " " (瑞穂地区)
 " 四日 " " " (逢坂地区)
 " 五日 " " " (鹿野町(勝谷地区))

鳥取県告示第百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十
 十条第一項の規定により、昭和三十八年六月一日から鳥
 取市内の字の名称を次のとおり変更する旨、鳥取市長か
 ら届出があつたので同法同条第二項の規定により告示す
 る。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更前の名称 変更後の名称

大字弥宜谷 弥宜谷

大字香取 香取

大字紙子谷 紙子谷

大字広岡 広岡

鳥取県告示第百八十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
 第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
 提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
 より告示する。

昭和三十八年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大字船木	船木
大字海蔵寺	海蔵寺
大字桂木	桂木
大字生山	生山
大字津ノ井	津ノ井
大字杉崎	杉崎

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号

住 西伯郡大山町

所

営業所の所在地

米振第 四号	五、昭三八、一	山根 功	大山町菅 中の原食堂	西伯郡大山町	六九	西伯郡大山町中の原 一四四
" 第五号	"	杉原 国男	中の原セントラ ルロッジ	"	大山二三	"
" 第六号	"	大館登美子	宿坊洞明院	"	六九	住所に同じ
" 第七号	"	原田ヤスノ	原田旅館	"	二四の三	"
" 第八号	"	土佐 慎治	土佐屋	"	四七	"
" 第九号	"	杉原 国男	高原食堂	"	二三	"
" 第一〇号	"	佐伯 貞雄	雪花荘	"	四〇の三	"
" 第一一号	"	菅田 輝子	菅田旅館	"	二五	"
" 第一二号	"	小山 秀男	白樺	"	四二	"
" 第一三号	"	安田 隆子	仁王茶屋	"	四五	"
" 第一四号	"	須沢 敏夫	すざわ	"	四五の四	"
" 第一五号	"	山崎 清子	山崎旅館	"	四五の二	"
" 第一六号	"	稲田 磐雄	銀嶺荘	"	二二	"
" 第一七号	"	藤谷 盛子	理観院	"	二七	"
" 第一八号	"	絹見 光子	銀嶺食堂	"	国信五四四の一	"
" 第一九号	"	藪内千鶴子	わかば食堂	"	五四三の三	"

第二〇号	三好 武男	香取開拓団大山 管理事務所食堂	豊房二、〇二五	西伯郡大山町上の原 一四四
第二一号	原田ミヨ子	さやら	大山一六	住所に同じ
第二二号	坂口 宏聰	松 奄	米子市天神町一丁目五八	西伯郡大山町大山臺の一
第二三号	福祉事業団理 事長石破二郎	鳥取県立大山観 光会館	鳥取市東町一丁目二二〇	座四〇の一 大山宇博旁
第二四号	吉野 トメ	吉野 旅館	西伯郡大山町大山四六	住所に同じ
第二五号	石尾 晃久	紅 葉 館	米子市皆生二、一五五	西伯郡大山町大山七の五
第二六号	足立 理	大山 食堂	西伯郡大山町大山四三	住所に同じ
第二七号	林原 啓	大山観光物産館 スキーセンター	二四の三	西伯郡大山町大山中の原
第二八号	祝原 弥市		一七	住所に同じ
第二九号	岸本 靈鳳	宿坊蓮浄院	五一	住所に同じ
第三〇号	坂田江美子	国鉄 山の家	四〇の三	西伯郡大山町上の原四
第三一号	遠藤千佐子	山の家食堂	二二	住所に同じ
第三二号	本田 憲二	大山上の原ビュ ッテ	米子市加茂町二丁目七二	西伯郡大山町上の原 一四四
第三三号	兜山 登	とやま旅館	西伯郡大山町大山一八	住所に同じ
第三四号	宮本 忠博	宮本 旅館	二三	住所に同じ
第三五号	河妹 親義	南光 食堂	二五	住所に同じ

第三六号	三浦 英夫	三浦 屋	一七	住所に同じ
第三七号	清水 秀子	山 楽 荘	一四	住所に同じ
第三八号	藤谷 実正	清 光 庵	二七	住所に同じ
第三九号	陶山 英顕	上杉 旅館	一七	住所に同じ
第四〇号	山本 貞子	喜 楽	国信五四四	住所に同じ
第四一号	山本 勇	喜楽 食堂	五四四の六	西伯郡大山町国信 五三六の二二
第四二号	出口 高子	大 山 軒	五四三の三	住所に同じ
第四三号	馬淵 静子	不老園 山房	大山二六	住所に同じ
第四四号	織田かめの	大山観光ホテル	米子市皆生一、八八〇	西伯郡大山町大山二五
第四五号	大山観光開発株 式会社野坂寛治	豪田山スキーロ ッジ	鳥取市東品治町一一三の一	字豪田山
第四六号	清水 礼子	入 船	西伯郡淀江町大字淀江	住所に同じ
第四七号	伊沢 貞子	不 老 園	六八一	住所に同じ
第四八号	小川 しかか	の こ	六〇八	住所に同じ
第四九号	糸田ラズ	静 の 家	西伯町法勝寺三二四	住所に同じ
第五〇号	小坂 孝子	西谷 本店	四八一	住所に同じ
第五一号	河本 末子	瓢 家	二九二	住所に同じ
第五二号	岩野 彦藏		名和町御来屋八六二の一	住所に同じ

第七一号	杉本 勝子	松 本 屋	上道町一、七七八	住所に同じ
第七二号	江田 さき	多	本町六	住所に同じ
第七三号	生田 末秋	幾	相生町一七	住所に同じ
第七四号	永山 実	いろは	小篠津町	住所に同じ
第七五号	花井美代子	湖	本町	住所に同じ
第七六号	柳楽 源七	小島屋商事	中町一九	住所に同じ
第七七号	山口 ます	徳田屋食堂	相生町一二七	住所に同じ
第七八号	真木しげ子	ことぶき	京町一八八	住所に同じ
第七九号	秋田はつ子	旭 旅 館	五	住所に同じ
第八〇号	増田 次男	お や じ	松ヶ枝町二八	住所に同じ
第八一号	荒木 操子	あらしき屋	中町一〇	住所に同じ
第八二号	塚本 勲市	二葉ずし	朝日町一〇〇	住所に同じ
第八三号	米谷 絹枝	米 谷	栄町一六八	住所に同じ
第八四号	伊東百合子	多 古 八	小篠津町	住所に同じ
第八五号	安田 定俊	銀 翼 荘	大正町八三	住所に同じ
第八六号	西村かつよ	港 屋 旅 館	一三四	住所に同じ
第八七号	池田 カツ	池 田 屋	松ヶ枝町三八	住所に同じ
第八八号	大江鉄次郎	太 江 旅 館		住所に同じ

第五三号	坂本 喜一丸	喜	一〇〇の一	住所に同じ
第五四号	谷口 サラ	み さ を	八六三	住所に同じ
第五五号	綿田 たため	後 藤 旅 館	八二八	住所に同じ
第五六号	坂本 品子	松 濤 園	四九七	住所に同じ
第五七号	角田 正江	まさや食堂	八三九	住所に同じ
第五八号	杉原 政子	杉原旅館	会見町天万六七四	住所に同じ
第五九号	仲田喜美枝	田 中 屋	六七一	住所に同じ
第六〇号	林 佐津枝	はやしや	名和町御来屋八六九の二	住所に同じ
第六一号	米山百合子	よねや食堂	東本町五〇	住所に同じ
第六二号	野坂 寛治	ぶ な 林	境港市京町二〇〇	住所に同じ
第六三号	浜川 鶴子	風	本町二〇	住所に同じ
第六四号	池田 ユキ	曙	柴町六八	住所に同じ
第六五号	亀木勉次郎	かめきストア	京町一七	住所に同じ
第六六号	小西 岩雄	と き わ	大正町一三四	住所に同じ
第六七号	木村 松子	紺屋旅館	一三二	住所に同じ
第六八号	渡部 実栄	東 府 屋	境港市栄町〇番地	住所に同じ
第六九号	山本 孝人	美保の松	境港水産会館三階	住所に同じ
第七〇号	山本 孝人	レストラン美保の松		住所に同じ

